

藤沢市子ども読書活動推進計画について

藤沢市子ども読書活動推進計画を次のとおり定める。

2011年（平成23年）2月3日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 藤沢市子ども読書活動推進計画

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、本市の子どもの読書活動を支援するため策定している子ども読書活動推進計画の現行計画が平成22年度までのため、平成23年度以降に向けた計画を策定する必要がある。

参 考

子どもの読書活動の推進に関する法律 抜粋

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(委任事項)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属すると認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。